

第3章 環境の保全と創造に関する施策

1 循環型社会の形成

—物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち—

【現状】	【課題】
<p>○旭川市全体のごみ排出量は、緩やかな減少傾向が続いています。</p> <p>○家庭ごみは減少している状況ですが、事業系ごみについては増加傾向となっています。</p> <p>○リサイクル率は全国平均より高く、ここ数年は、横ばい傾向となっています。</p>	<p>○食品ロス削減対策など、社会情勢に対応した家庭ごみの排出抑制の推進</p> <p>○事業系ごみの分別の徹底と資源化の促進</p> <p>○廃棄物の適正処理の推進</p> <p>○ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効活用</p>



【目指す姿】

市民は、できるだけごみを出さず、物を修理して大切に使い、資源になるものは分別し、ごみを出す際にはルールを守っています。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については資源としての有効利用や適正処理を進めるほか、自らの商品が消費された際に発生するごみを減らすように努めています。

こうした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組や適正処理の確保によって、ごみの排出が抑えられるとともに、ごみを処理する際に発生するエネルギーの有効利用が進められています。

施策の 展開方向	<p>(1) ごみの減量・資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭ごみの発生、排出抑制の推進 ○事業系ごみの発生、排出抑制及び循環的利用の推進 ○普及啓発の推進 <p>(2) 安全・適正なごみ処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○清掃工場、廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用 ○市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実 ○ごみ処理施設整備の推進 ○産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視、指導の徹底 <p>(3) バイオマスの利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進 ○バイオマス利用に関する普及啓発の推進
定量目標	<p>(1) ごみ総排出量</p> <p>(2) リサイクル率</p>

【施策の展開方向】

(1) ごみの減量・資源化の推進

○家庭ごみの発生、排出抑制の推進

- ・3R【リデュース（発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】の取組とともに、商品の購入時に過剰包装を断る、製品を修理して長く大切に使う取組を推進し、日常生活におけるごみの発生、排出の抑制を図ります。

○事業系ごみの発生、排出抑制及び循環的利用の推進

- ・事業者が排出者としての責任を認識し、率先して減量・資源化に取り組むような意識啓発を図ります。
- ・事業系ごみの増加要因を把握し、排出抑制に向けた効果的な取組を推進します。

○普及啓発の推進

- ・環境イベントの開催や学習機会の充実、パンフレットの配布など、ごみの減量・資源化の意識と行動の定着・持続・向上を図ります。

(2) 安全・適正なごみ処理の推進

○清掃工場、廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用

- ・循環的利用に適さない廃棄物については、清掃工場（焼却施設）、廃棄物処分場（埋立施設）における適正処理を徹底し、周辺環境の保全を図るとともに、処理過程で発生するエネルギーを有効に活用していきます。

○市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実

- ・市民、町内会、事業者、市民団体等と連携し、ごみステーションの設置や適正管理、排出ルールの徹底、資源物の回収ルート確保など、ごみ処理体制の充実を図ります。

○ごみ処理施設整備の推進

- ・環境への負荷の少ない効率的なごみ処理を行うため、廃棄物処理システムを再構築するとともに新たなごみ処理施設整備を推進します。

○産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視、指導の徹底

- ・排出事業者、収集運搬業や処分業の許可業者、処理施設に対する監視、指導を徹底し、産業廃棄物の安全かつ適正な処理の確保と生活環境の保全に努めます。
- ・普及啓発やパトロールを実施し、不法投棄や不適正処理の防止に努めます。

(3) バイオマスの利活用の推進

○本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進

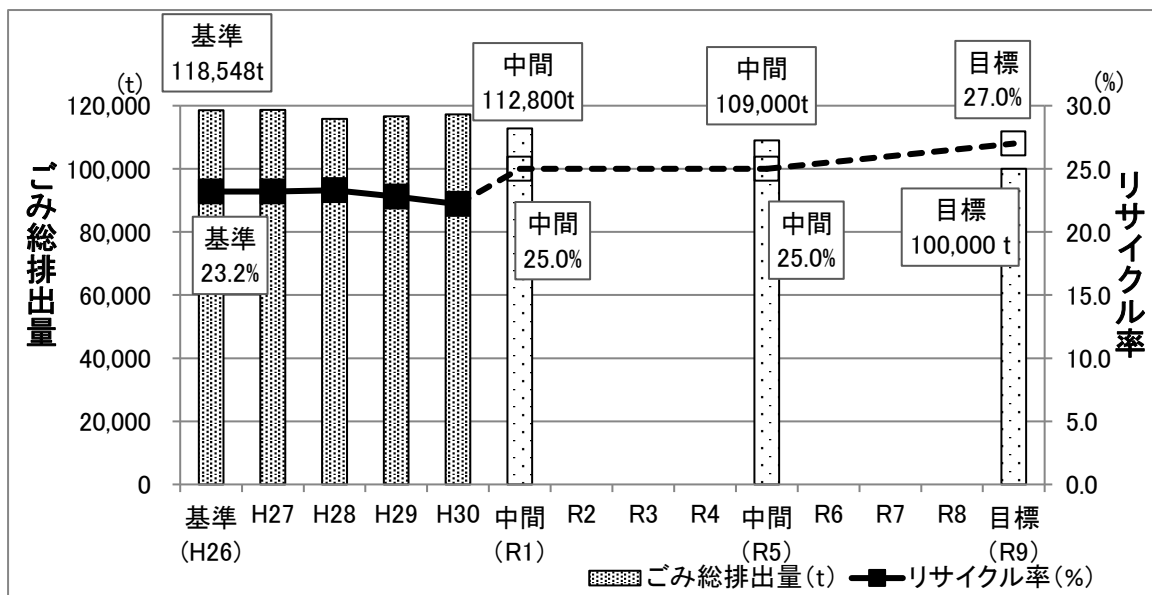
- ・豊かな森林資源を有する地域特性を生かし、間伐材などを木質バイオマスボイラーの燃料として活用します。

○バイオマス利用に関する普及啓発の推進

- ・生ごみの焼却や化石燃料の使用に伴う環境負荷の低減を図るため、生ごみ堆肥化の取組強化や木質バイオマス燃料の利用促進などの普及啓発を行います。

【定量目標】

指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (H30)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
ごみ総排出量	118,548 t	117,227 t	112,800 t	109,000 t	100,000 t
リサイクル率	23.2%	22.2%	25.0%	25.0%	27.0%



2 地球環境の保全

—市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち—

【現状】	【課題】
<p>○日平均気温の年平均値は、国内全体の上昇傾向を上回り、過去100年間で1.88℃上昇しています。</p> <p>○市民1人当たりの温室効果ガス排出量は、全国及び北海道の平均値を下回っています。</p> <p>○全国や北海道と比べると、温室効果ガス排出量のうち産業部門の割合が低く、民生部門（家庭、事務所等）の割合が高い傾向があります。</p>	<p>○民生部門における温室効果ガス排出量の削減</p> <p>○地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>○二酸化炭素の固定化を進めるための森林の整備・利活用の推進</p>



【目指す姿】

市民は、省エネルギー、省資源につながる行動を実践しています。

事業者は、従業員に環境意識を浸透させ、事業活動による環境負荷の低減や再生可能エネルギー設備の導入などを積極的に進め、市民にも提案しています。

環境意識の向上によって市民の生活スタイルや事業者の環境対策が見直され、積雪寒冷地にありながら、化石燃料だけに依存しないバランスのとれたエネルギーの利用が推進された、低炭素社会が構築されています。

<p>施策の展開方向</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践 ○再生可能エネルギーの導入支援などによる温室効果ガスの排出抑制対策 ○地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策 ○森林による二酸化炭素吸収固定源対策 ○環境負荷の低減を意識した、長期的・総合的な都市空間の形成 ○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備 ○低炭素社会の形成に向けた次世代エネルギー対策 <p>(2) その他の地球環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オゾン層保護対策 ○酸性雨対策 ○グリーン購入
----------------	--

<p>定量目標</p>	<p>(1) 温室効果ガス排出量</p> <p>(2) 省エネに努めている市民の割合（アンケート調査方式）</p>
-------------	---

【施策の展開方向】

(1) 地球温暖化対策の推進

○地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践

- ・本市の事務・事業において温暖化対策を率先して進めるほか、地域における温室効果ガス排出量の削減目標を定めた旭川市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者とともに、それぞれの役割を実践します。

○再生可能エネルギーの導入支援などによる温室効果ガスの排出抑制対策

- ・太陽光、バイオマス、積雪寒冷地の特長を生かした雪氷冷熱や地中熱の活用など、再生可能エネルギーの導入支援に努め、温室効果ガスの排出量を抑制します。

○地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策

- ・地元の農産物を積極的に消費する地産地消を推進し、農作物を遠方から取り寄せるためのエネルギーを削減します。

○森林による二酸化炭素吸収固定源対策

- ・市有林の整備を進めるとともに、森林環境譲与税を活用して民有林の整備と地域材の利活用を促進します。

○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成

- ・コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。

○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備

- ・バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できるよう、総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、公共交通機関、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分ける生活の普及啓発を推進します。

○低炭素社会の形成に向けた次世代エネルギー対策

- ・寒冷地向けの水素利活用技術開発による水素社会実現に向けて、関係機関との連携を図りながら、エネルギーの地産地消による低炭素社会を目指します。

(2) その他の地球環境保全対策の推進

○オゾン層保護対策

- ・フロン排出抑制法の規定に基づく対策を進めることにより、フロン類使用機器の適正な管理やフロン類の回収及び適正処理を促進します。

○酸性雨対策

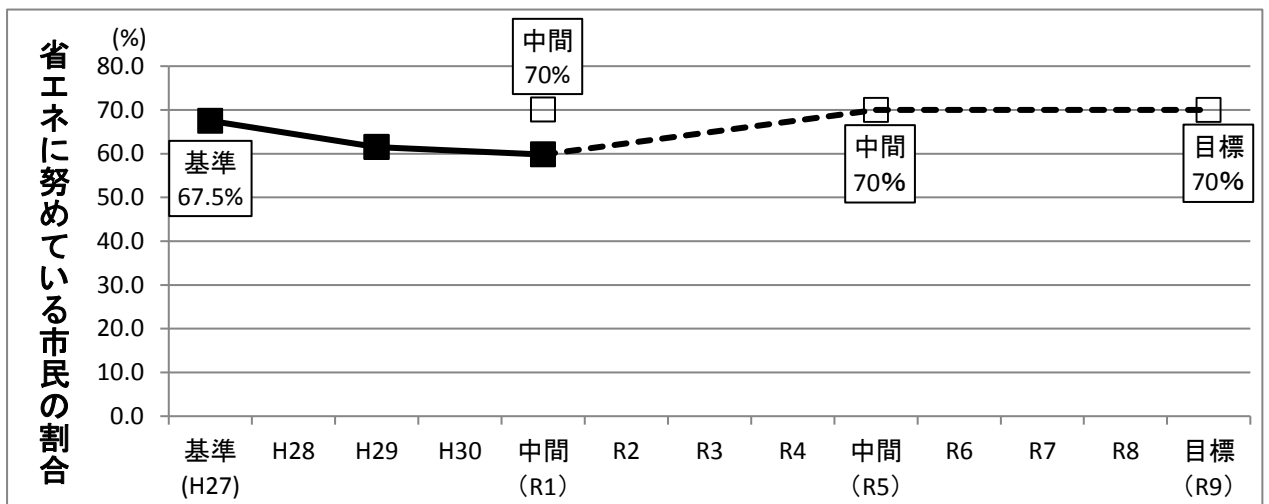
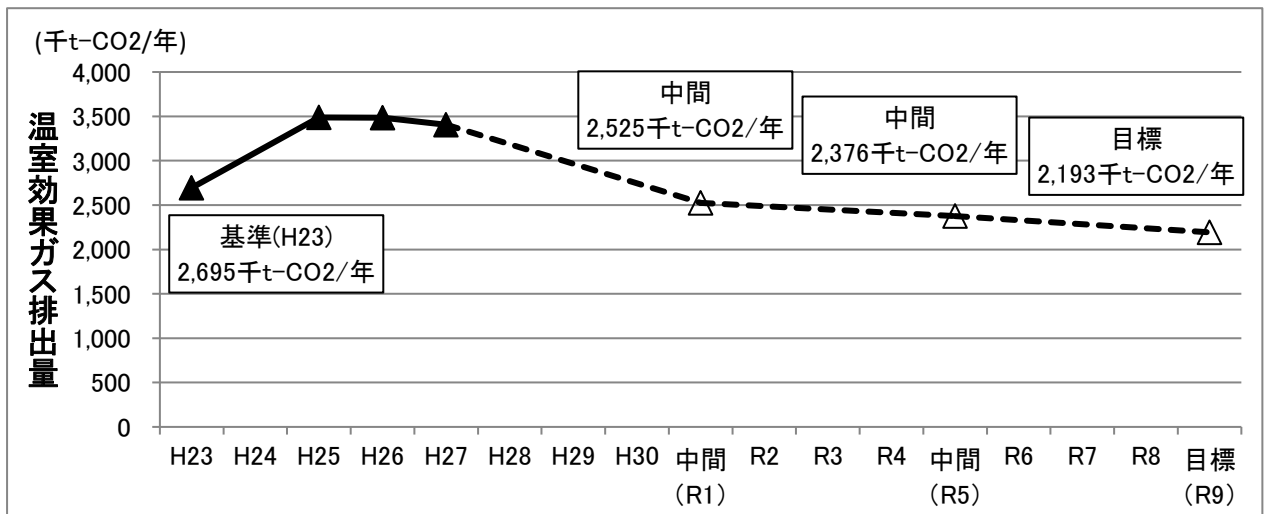
- ・酸性雨の主な原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出について、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底し、家庭に対してはマイカー使用の自粛等を通じて排出削減を働きかけます。

○グリーン購入

- ・環境に配慮した物品等の調達に努め、環境負荷の少ない持続可能な社会構造への転換に寄与していきます。

【定量目標】

指標の名称	基準値	実績値	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
温室効果ガス排出量	2,695千 t-CO ₂ (H23)	3,406千 t-CO ₂ (H27)	2,525千 t-CO ₂	2,376千 t-CO ₂	2,193千 t-CO ₂
省エネに努めている市民の割合 (アンケート調査方式)	67.5% (H27)	59.8% (R1)	70%	70%	70%



3 自然環境の保全

—豊かな水や緑とともに生きるまち—

【現状】	【課題】
<p>○動植物の詳細な調査が30年以上行われておらず、地球温暖化や外来種の影響も含め、現在の生物多様性が客観的に評価されていません。</p> <p>○遊休農地等を介してヒグマやエゾシカの出没が増加し、生活環境や農林業に被害が生じています。</p> <p>○アライグマの捕獲数が増加しており、生態系被害及び農業被害の悪化に加え、都市部への侵入及び定着が懸念されています。</p>	<p>○豊かな自然や在来動植物の適正な保護と管理</p> <p>○農用地や水辺地の保護、及びこれらを含む雄大な景観の魅力を高める取組の推進</p> <p>○生態系などへの影響が懸念される外来種対策の強化</p>



【目指す姿】

「川のまち」の重要な水源地であり、安全で安心な農産物をはじめとした産業の基盤でもある豊かな自然環境が保全され、その恵みから市民が潤いや安らぎを感じています。

また、適正な保護管理の下でエゾシカやヒグマなどによる被害の防止や身近な野生生物との共存が図られ、アライグマなどの侵略的外来種から本来の自然環境を守り将来世代に伝えていく取組が、市民や事業者など様々な主体との協働で行われています。

さらには、大雪山に連なる山並みなどの自然と周辺農地が調和した景観が確保され、市民が郷土の自然に愛着を感じています。

施策の 展開方向	<p>(1) 豊かな緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林、河川などすぐれた自然環境の保全 ○大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全 ○嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全 <p>(2) 自然とのふれあいの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保 <p>(3) 生物多様性の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画的な生物多様性保全の推進 ○地域連携と協働による生物多様性保全の推進 ○人と野生生物の共存 <p>(4) 地域固有の自然資源の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世界自然遺産登録を視野に入れた取組 ○ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組
定量目標	<p>(1) 自然環境保全活動等団体数</p> <p>(2) 民有林における森林経営計画面積の認定率</p> <p>(3) 対策に取り組んでいる特定外来生物の種の割合</p>

【施策の展開方向】

(1) 豊かな緑の保全

○森林、河川などすぐれた自然環境の保全

- ・森林は様々な動植物の生息場所であるほか、雨水を蓄える水源林として、洪水の発生や土砂の流出を防ぐ役割も持っています。国などの関係機関と連携し、様々な役割を持つ天然林や河川・河畔林の保全、民有林の整備に努めます。

○大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全

- ・食料生産のほか、田畑の貯水作用や市街地への野生鳥獣の出没抑制、良好な景観の維持など、様々な環境保全機能を持っている農地を保全するため、森林及び農村環境の基盤整備を推進します。

○嵐山や旭山、突峭山など、身近な自然環境の保全

- ・市街地を囲むように位置し、質の高い自然環境を有する嵐山や旭山、突峭山などの保全を進めます。

(2) 自然とのふれあいの推進

○環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保

- ・市民が自然を身近に感じられる場の保全・整備及び維持管理に努めるとともに、自然観察会など豊かな自然を体感できる機会の提供に努めます。

(3) 生物多様性の保全

○計画的な生物多様性保全の推進

- ・市民、環境保全団体、専門家や学術研究機関などと協力し、野生生物の生息状況などの調査を行い生物多様性に関する情報を継続的に蓄積するとともに、生物多様性地域戦略の策定も視野に入れながら、科学的根拠に基づく生物多様性の保全を計画的に推進します。
- ・新たな侵略的外来種の定着防止に努めるとともに、定着が確認されている特定外来生物（アライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ）の防除等を推進します。

○地域連携と協働による生物多様性保全の推進

- ・市民、事業者、行政の協働により、生物多様性の保全に寄与する様々な取組を推進します。
- ・生物多様性の重要性について市民の理解を深めるため、普及啓発に努めます。

○人と野生生物の共存

- ・自然環境や生活環境、農林業に被害を及ぼす野生鳥獣への対策を、生物多様性保全の視点から推進します。
- ・カラス、キツネ等の身近な野生生物についての情報提供や、安易な餌付けを行わないなどの普及啓発に努め、人と野生生物の適切な関係を築き、共存を図ります。

(4) 地域固有の自然資源の保全・活用

○世界自然遺産登録を視野に入れた取組

- ・関係機関と連携しながら、大雪山国立公園の貴重な自然環境の保全など、世界自然遺産登録の可能性を視野に入れた資質の維持に努めます。

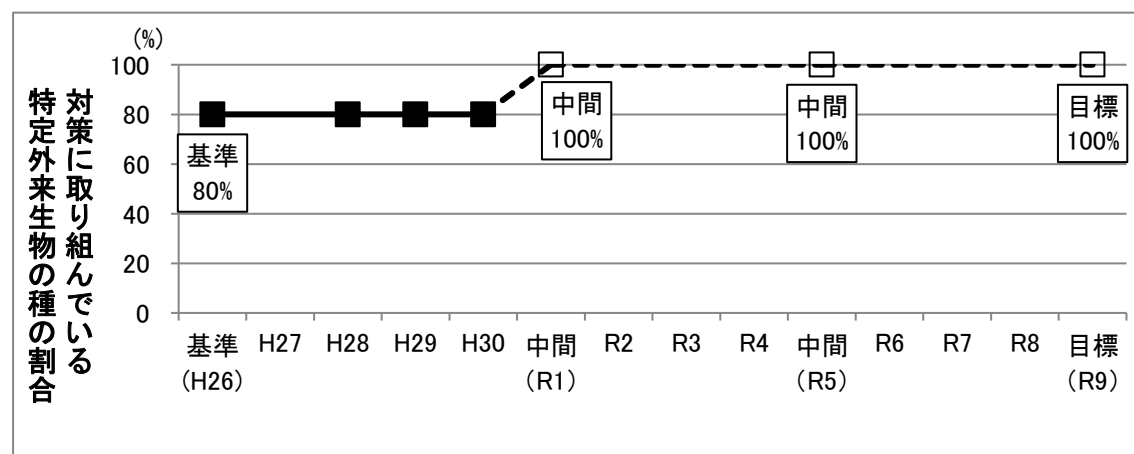
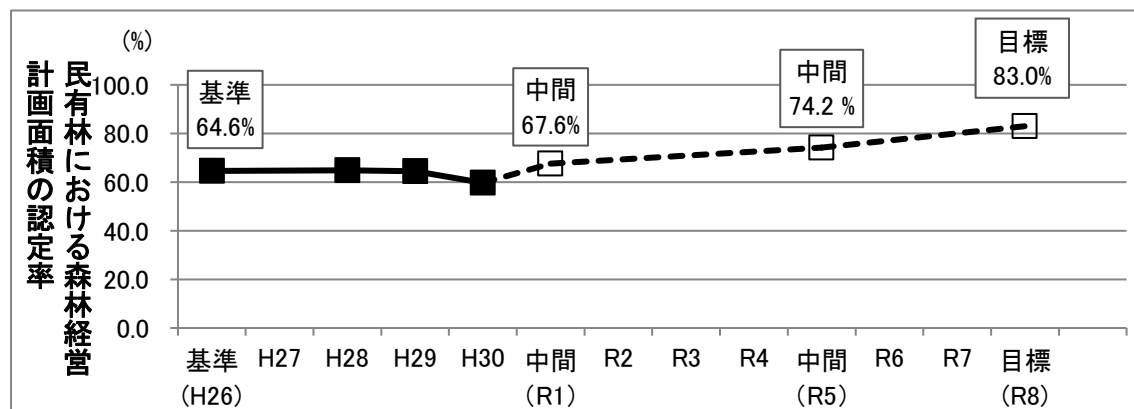
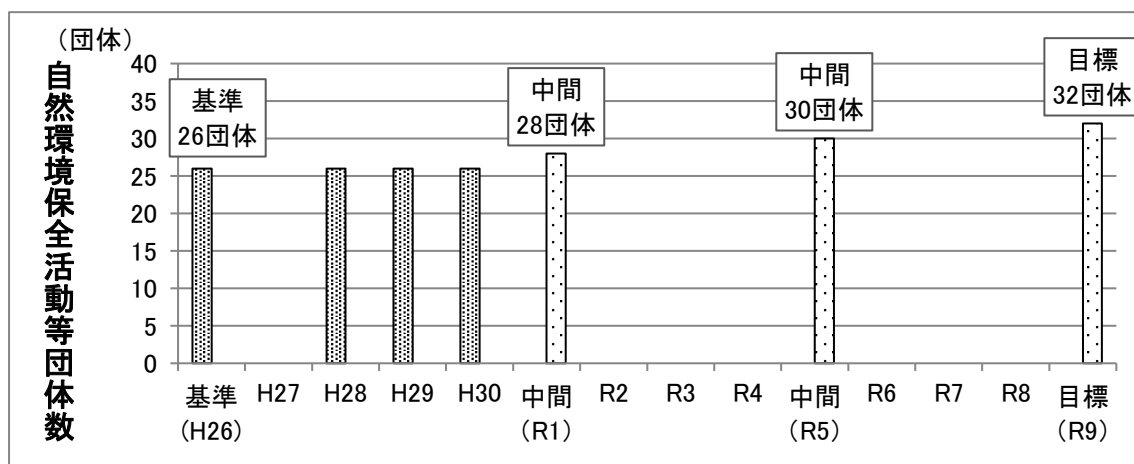
○ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組

- ・市居古潭峡谷の地質や地形を基盤とした貴重な自然環境を保全するとともに、地域資源として活用を図るため、ジオパーク構想に対する市民全体の理解及び意識の向上を図りながら、市民と連携した活動に取り組みます。

【定量目標】

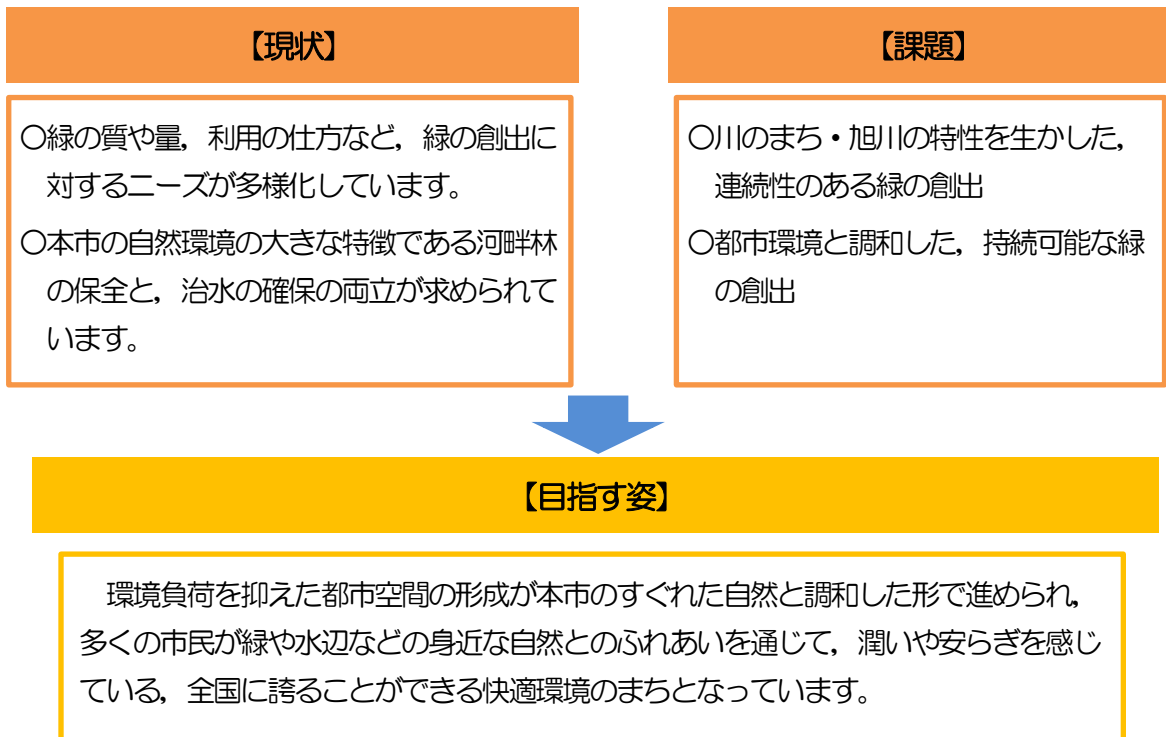
指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (H30)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値
自然環境保全活動等団体数	26 団体	26 団体	28 団体	30 団体	32 団体 (R9)
民有林における 森林経営計画面積の認定率*	64.6%	59.7%	67.6%	74.2%	83.0% (R8)
対策に取り組んでいる 特定外来生物の種の割合	80%	80%	100%	100%	100% (R9)

※ 『民有林における森林経営計画面積の割合』については、「北海道森林吸収源対策推進計画」(H30)との整合から指標を共有し、同計画の目標値(R8)を本計画の最終目標値とします。



4 都市環境の形成

—身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち—



<p>施策の 展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身近な緑や水辺の保全・創造 <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の拠点と連携づくり ○河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり ○都市部など身近な緑化の推進 (2) 環境美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進 (3) 環境にやさしい都市の創造 <ul style="list-style-type: none"> ○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成（再掲） ○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備（再掲）
---------------------	--

<p>定量目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 永続性のある緑地の面積 (2) 緑被率 (3) 緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 (アンケート調査方式)
-------------	--

【施策の展開方向】

(1) 身近な緑や水辺の保全・創造

○生物多様性の拠点と連携づくり

- ・嵐山や旭山、突哨山など、市街地を取り囲む良質な自然地域の生物多様性を確保し、市街地の緑である都市公園や河川・丘陵地などの既存樹林との連携を図ることで、緑の回廊づくりを進めます。

○河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり

- ・治水上の安全確保と河畔林や水辺の保全を両立し、市民が河川やその周囲の緑とふれあえる環境の整備に努めます。

○都市部など身近な緑化の推進

- ・身近な緑を創り出す取組として、公園樹木や街路樹の適切な管理及び剪定枝の資源化を推進するとともに、町内会や商店街などとの協働による花壇設置や事業所敷地内の緑化整備などを促進します。

(2) 環境美化の推進

○市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進

- ・町内会や学校などによる地域清掃活動や、地域の事業者を中心とした環境美化活動などの普及促進に努めます。

(3) 環境にやさしい都市の創造

○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成（再掲）

- ・コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。

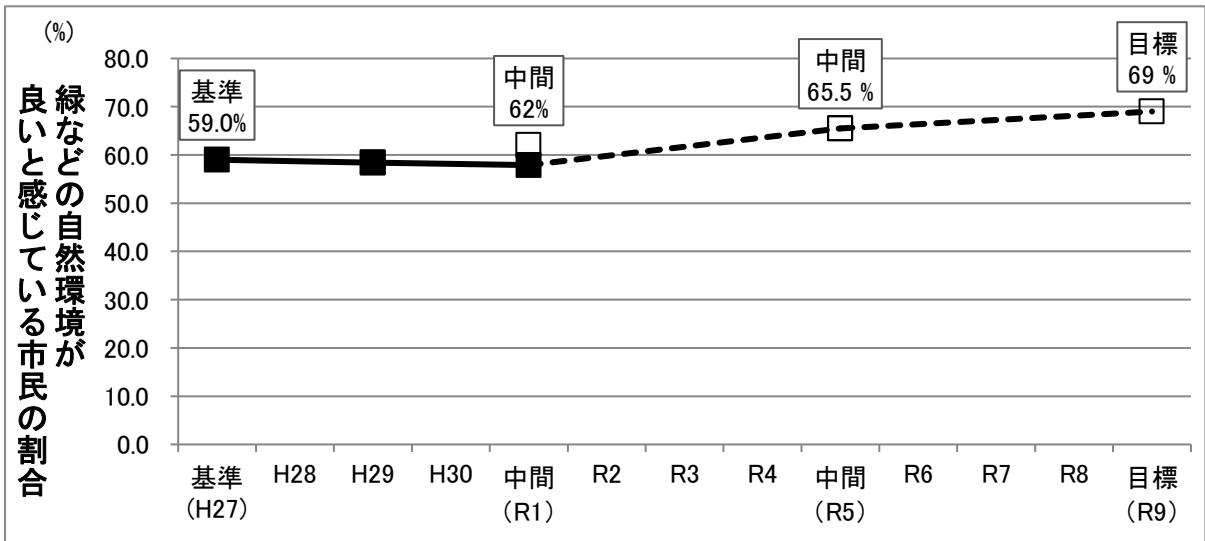
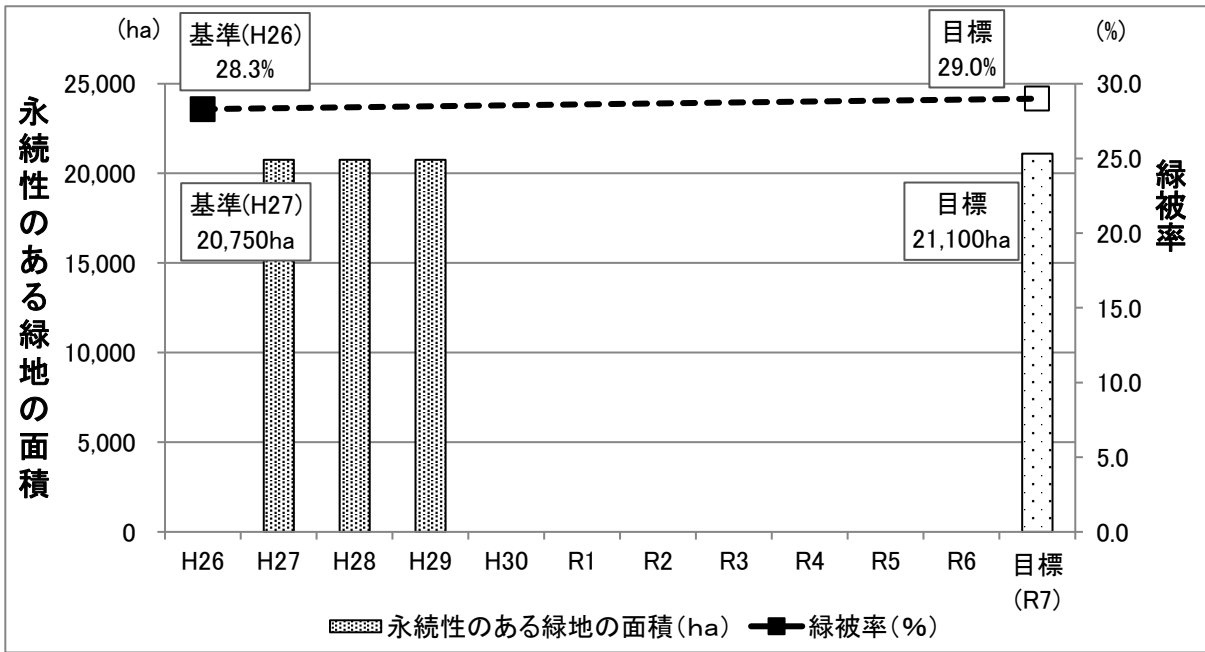
○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備（再掲）

- ・バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できるよう、総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、公共交通機関、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分ける生活の普及啓発を推進します。

【定量目標】

指標の名称	基準値	実績値	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値
持続性のある緑地の面積※	20,750 ha (H27)	20,754 ha (H29)	—	—	21,100 ha (R7)
緑被率※	28.3% (H26)	28.3% (H26)	—	—	29.0% (R7)
緑などの自然環境が良い と感じている市民の割合 (アンケート調査方式)	59% (H27)	57.9% (R1)	62%	65.5%	69% (R9)

※ 『持続性のある緑地の面積』『緑被率』については「第2次刈川市緑の基本計画」(H28～R17)との整合から指標を共有し、同計画の中間目標値(R7)を本計画の最終目標値とします。



5 生活環境の保全

—良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち—

【現状】	【課題】
<p>○大気環境については、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成していますが、大陸からの越境汚染の影響で微小粒子状物質（PM2.5）が一時的に高濃度となる場合があります。</p> <p>○水環境については、河川では環境基準をおおむね達成していますが、地下水では一部地域において揮発性有機化合物や硝酸性・亜硝酸性窒素などによる汚染がみられるため、達成されていないところがあります。</p>	<p>○事業活動や人の生活に伴う環境への負荷の低減</p> <p>○健康被害が懸念される場合などの緊急時における市民への周知</p>



【目指す姿】

きれいな空気や水の状態が維持され、事業活動などの影響が低減された、健康で安全・安心に生活できる環境が保たれています。

<p>施策の展開方向</p>	<p>(1) 大気、水など生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さわやかな大気の保全 ○清らかで豊かな水の保全 ○騒音、振動、悪臭防止対策 ○健全な土壌の保全 ○化学物質による環境汚染の防止
-----------------------	--

<p>定量目標</p>	<p>環境基準達成度（全14項目）</p> <p>(1) 大気環境（6項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO） 光化学オキシダント（Ox）、浮遊粒子状物質（SPM） 微小粒子状物質（PM2.5） <p>(2) 水質環境（2項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物化学的酸素要求量（BOD） 人の健康の保護に関する項目 <p>(3) 一般環境騒音（1項目）</p> <p>(4) ダイオキシン類（5項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気、公共用水域（水質）、公共用水域（底質）、地下水、土壌
--------------------	--

【施策の展開方向】

(1) 大気、水など生活環境の保全

○さわやかな大気の保全

- ・大気汚染による人の健康被害を防止するため、大気汚染の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底します。また、人の健康への影響が懸念される大気汚染物質が高濃度となった場合、またはそのおそれがある場合には、市民の安全確保のため、迅速な周知を行います。
- ・建築物の解体工事などに伴うアスベスト粉じんの飛散防止や、建築物に使用されている吹付けアスベストなどの飛散防止対策を推進します。
- ・自動車排出ガスの削減のため、ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車など低公害車の普及促進に努めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

○清らかで豊かな水の保全

- ・河川や地下水の良好な生活環境を維持するため、水質の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査を実施し、排水などの監視指導を徹底します。
- ・生活排水による河川などの汚濁を防ぐため、公共下水道の適正な維持管理に努めるほか、公共下水道が整備されていない地域では浄化槽の普及を推進するとともに、適切な維持管理が行われるよう浄化槽の設置者に指導します。

○騒音、振動、悪臭防止対策

- ・静穏な生活環境を維持するため、一般地域環境騒音及び自動車交通騒音・振動の測定を実施するとともに、騒音・振動発生施設の適切な操業を指導します。
- ・市民の生活環境を保全するため、工場・事業場から排出される悪臭物質濃度を測定するとともに、施設の適切な維持管理を指導します。

○健全な土壌の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質を使用する事業場に対し、立入検査などを適切に実施するとともに、施設の維持管理や有害物質の管理徹底を指導します。
- ・土壌汚染が判明した場合には、土地所有者や汚染原因者に対し、汚染土壌の除去や浄化措置の実施を求めるなど、汚染土壌の回復を指導します。

○化学物質による環境汚染の防止

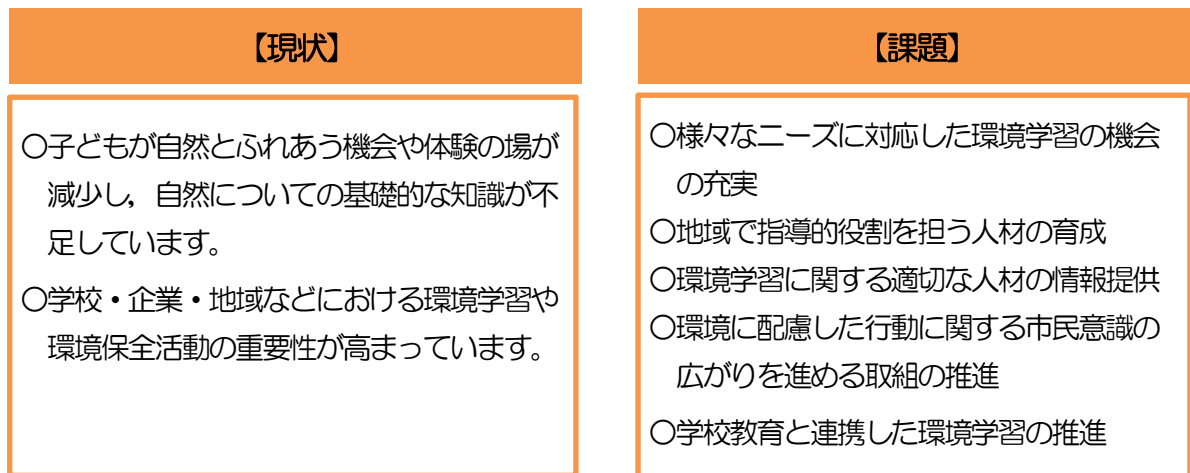
- ・毒性が高いダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、河川、土壌などにおける濃度を継続的に監視するとともに、工場、事業場への立入検査などを適切に実施します。
- ・化学肥料や化学合成農薬の使用を低減したクリーン農業の推進により、安全・安心な生活環境の確保を図ります。

【定量目標】

指標の名称			基準値 (H26)	実績値 (H30)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
環境基準達成度（全14項目）	大気環境基準 （環境基本法 関係）	・二酸化硫黄（SO ₂ ）	11/14 項目	13/14 項目	14/14 項目	14/14 項目	14/14 項目
		・二酸化窒素（NO ₂ ）					
		・一酸化炭素（CO）					
		・光化学オキシダント（Ox）					
		・浮遊粒子状物質（SPM）					
		・微小粒子状物質（PM2.5）					
	水質環境基準 （環境基本法 関係）	・生物化学的酸素要求量（BOD）					
		・人の健康の保護に関する項目					
	一般環境騒音 （環境基本法 関係）	・騒音					
	ダイオキシ ン類 （ダイオキシ ン類対策特別 措置法関係）	・大気					
		・公共水域（水質）					
		・公共水域（底質）					
		・地下水					
		・土壌					

6 環境に配慮する人の育成

—環境に配慮し行動する人をつくるまち—



【目指す姿】

子どもから大人まで、様々な世代や立場の市民が環境学習に取り組んでおり、環境保全に関わる市民団体などの活動が盛んで、一人ひとりが環境への負荷の少ない生活を心掛ける取組が広がっています。

また、事業者は環境に配慮した事業活動を行い、その取組状況を積極的に公表し、消費者である市民からも評価されています。

施策の展開方向

(1) 環境の保全と創造に向けた参加・行動

- 環境学習の推進
- 市民運動や環境学習活動の核となる人材の育成
- 市民団体などの自発的な環境保全活動の促進
- 環境情報の提供
- 市政への市民参加と意見反映

定量目標

- (1) 環境に配慮した行動に取り組む市民の割合
(アンケート調査方式)

【施策の展開方向】

(1) 環境の保全と創造に向けた参加・行動

○環境学習の推進

- ・市民が気軽に参加できる学習会や体験イベントなどを開催し、環境学習への参加意欲を高めるよう努めます。
- ・環境アドバイザーの派遣や出前講座などを通じて、家庭や町内会、職場など様々な機会における市民の自発的な学習を促進します。
- ・子どもの環境学習については、河川や森林の生物多様性やアイヌの人々が実践していた自然共生の考え方、地域に適したエネルギーや適切なおみ処理の意識を育むなど、旭川の特性を生かした内容となるよう、学校、関係機関及び市民団体と連携した取組を推進します。

○市民運動や環境学習活動の核となる人材の育成

- ・環境に配慮して自ら行動する人や、環境学習の指導者として期待される人材の発掘や育成に努め、地域の環境学習や環境保全活動を促進します。

○市民団体などの自発的な環境保全活動の促進

- ・環境関係の市民団体と行政、事業者との協働により、地域における環境貢献活動や環境学習活動を実施するなど、市民団体などの自発的活動の促進に向けた支援に努めます。

○環境情報の提供

- ・環境の状況や環境保全活動の情報収集に努め、市民のニーズが高い情報をインターネットや広報誌、セミナーの開催など様々な方法で提供し、環境問題に対する関心の向上を図るとともに、市民が自発的に情報を得ることができる環境の整備に努めます。

○市政への市民参加と意見反映

- ・旭川市環境審議会や意見提出手続きによって環境行政への市民参加を図るとともに、アンケートなどで市民の環境意識を把握し、施策への反映に努めます。

【定量目標】

指標の名称	基準値 (H27)	実績値 (R1)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
環境に配慮した行動に取り 組む市民の割合 (アンケート調査方式)	86%	82.1%	86%	86%	86%

